

第2 震災

1. 過去の地震被害

本市における主な地震とその被害履歴は次のとおりである。

なかでも埼玉県内に大きな被害を与えた地震としては、弘仁9年（818年）の関東諸国の地震、安政2年（1855年）の安政江戸地震、大正12年（1923年）の関東大震災及び昭和6年（1931年）の西埼玉地震があげられる。

最近では、平成23年（2011年）3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震を起因とした未曾有の大災害である「東日本大震災」により、市内において最大震度5強を記録し、多くの建物損壊が発生した。

また、首都圏の交通機関の麻痺による帰宅困難者の発生や、地震発生以降も、福島第1原子力発電所の被災に伴う計画停電や放射性物質の飛散などの連鎖的被害も発生した。

■主な地震による戸田市域の被害履歴

発生年	地震名	震源 (M)	被害
弘仁9年 (818年)		関東北部 M7.5以上	武蔵国など6か国に地震、多数の百姓圧死。
慶安2年 (1649年)	慶安武蔵地震	川越近辺 M7.0	武蔵・下野地方において大きな被害が発生。
元禄16年 (1703年)	元禄地震	相模湾 M7.9～8.2	小田原での被害が甚大で、東海道は川崎から小田原まで全滅状態。江戸周辺でも被害は大きく、蕨において震度5を記録。
安政2年 (1855年)	安政江戸地震	江戸 M6.9±0.1	江戸下町で被害が大きかった。市内における被害は不明だが、震度5～6と推定される。
大正12年9月1日 (1923年)	関東地震	相模湾 M7.9	市内の被害は、住宅の全潰142戸、半潰148戸、破損763戸、非住宅の全潰153棟、半潰137棟、破損800棟、死者3人、負傷者4人。震度は5～6。
昭和6年9月21日 (1931年)	西埼玉地震	M6.9	埼玉県では死傷者125人、住宅の全潰63戸、半潰123戸、市内では震度4～5。
昭和43年7月1日 (1968年)	埼玉県中部	M6.1	東京で負傷6名、家屋一部破損15件、非住宅破損1件、栃木で負傷1名。
平成元年2月19日 (1989年)	茨城県南西部	M5.6	熊谷で震度3、負傷者2名、火災2件、塀、壁、車、窓ガラス等破損。
平成16年10月23日 (2004年)	新潟中越地震	M6.5	戸田市震度4。大きな被害は発生せず。
平成17年2月16日 (2005年)	茨城県南部	M5.3	戸田市震度4。大きな被害は発生せず。
平成17年7月23日 (2005年)	千葉県北西部	M6.0	戸田市震度4。大きな被害は発生せず。
平成17年8月16日 (2005年)	宮城県沖	M7.2	戸田市震度4。大きな被害は発生せず。
平成17年10月16日 (2005年)	茨城県南部	M5.1	戸田市震度4。住宅設備一部破損1件、エレベーター閉じこめ1件。
平成23年3月11日 (2011年)	東北地方太平洋沖	M9.0	戸田市内震度5強。負傷（軽傷）7名、建物損壊等101件。エレベーター閉じこめ数件。
平成24年12月7日 (2012年)	三陸沖	M7.3	戸田市震度4。大きな被害は発生せず。
平成25年11月10日 (2013年)	茨城県南部	M5.5	戸田市震度4。大きな被害は発生せず。
平成26年9月16日 (2014年)	茨城県南部	M5.6	戸田市震度4。大きな被害は発生せず。

資料：戸田市資料

2. 地震被害の想定

(1) 想定地震

戸田市域に影響を及ぼすと考えられる想定地震として、埼玉県により平成24年度及び平成25年度に実施された「平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査」（以下、「埼玉県地震被害想定」という。）では、3つの海溝型地震と2つの活断層型地震による5つの地震が想定されている。

■想定地震の断層位置図

- 【海溝型地震】 東京湾北部地震：M7.3 M：マグニチュード
 茨城県南部地震：M7.3
 元禄型関東地震（相模湾～房総沖）：M8.2
- 【活断層型地震】 関東平野北西縁断層帯地震：M8.1
 立川断層帯地震：M7.4



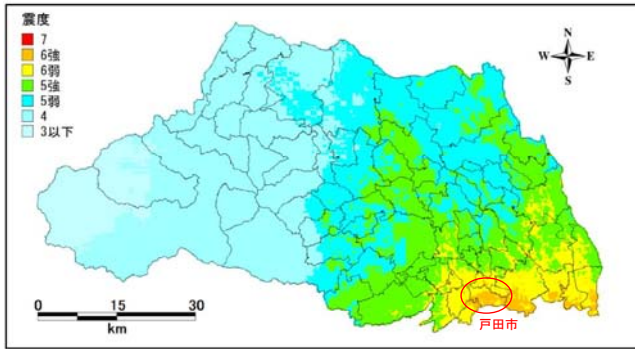
出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書

これらの想定地震のうち、戸田市において最も大きな被害（揺れ）を及ぼす地震としては、東京湾下のプレート境界（北米プレート及びフィリピン海プレートの境界）で発生する東京湾北部地震（M7.3）が挙げられ、市域の広い範囲で最大震度6強の揺れが発生すると想定されている。

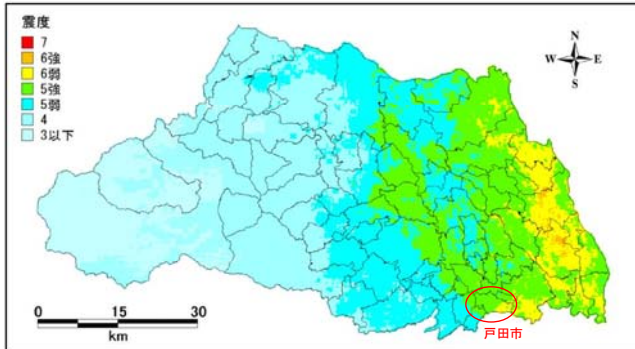
東京湾北部地震をはじめとし、首都圏直下で発生するプレート型の地震は、文部科学省の地震調査研究推進本部による海溝型地震の長期評価結果においても、今後30年以内の発生確率は70%程度（同50年以内の場合90%程度：平均発生間隔23.8年）となり、その切迫性が指摘されている。

なお、同じプレート型地震であり、今後30年以内の発生確率が88%と推定（地震調査研究推進本部）される東海地震（M8.0）が発生した場合、戸田市の最大震度は5強以下と想定されている。

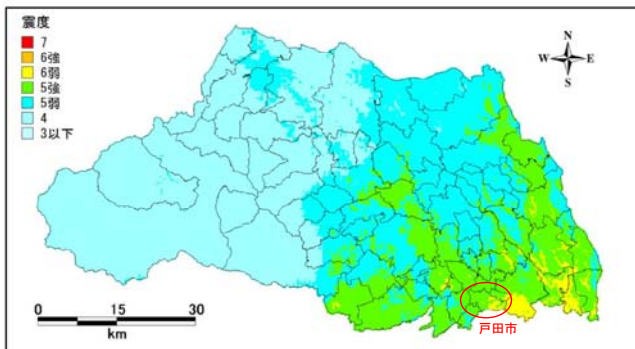
■各想定地震における地表震度分布図（出典：平成24・25年度埼玉県地震被害想定調査報告書）



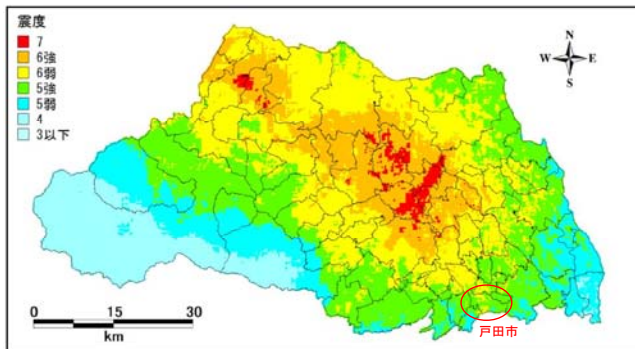
◀ 東京湾北部地震



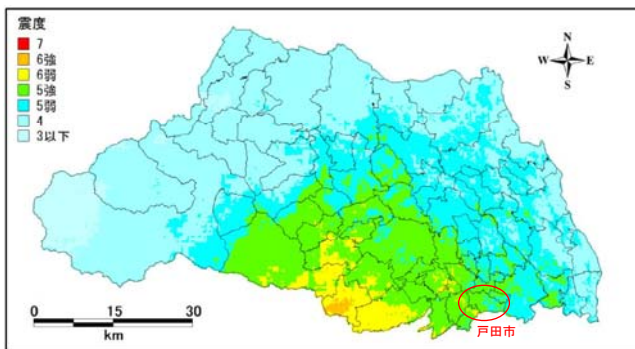
◀ 茨城県南部地震



◀ 元禄型関東地震



◀ 関東平野北西縁断層帯地震（破壊開始点：南）



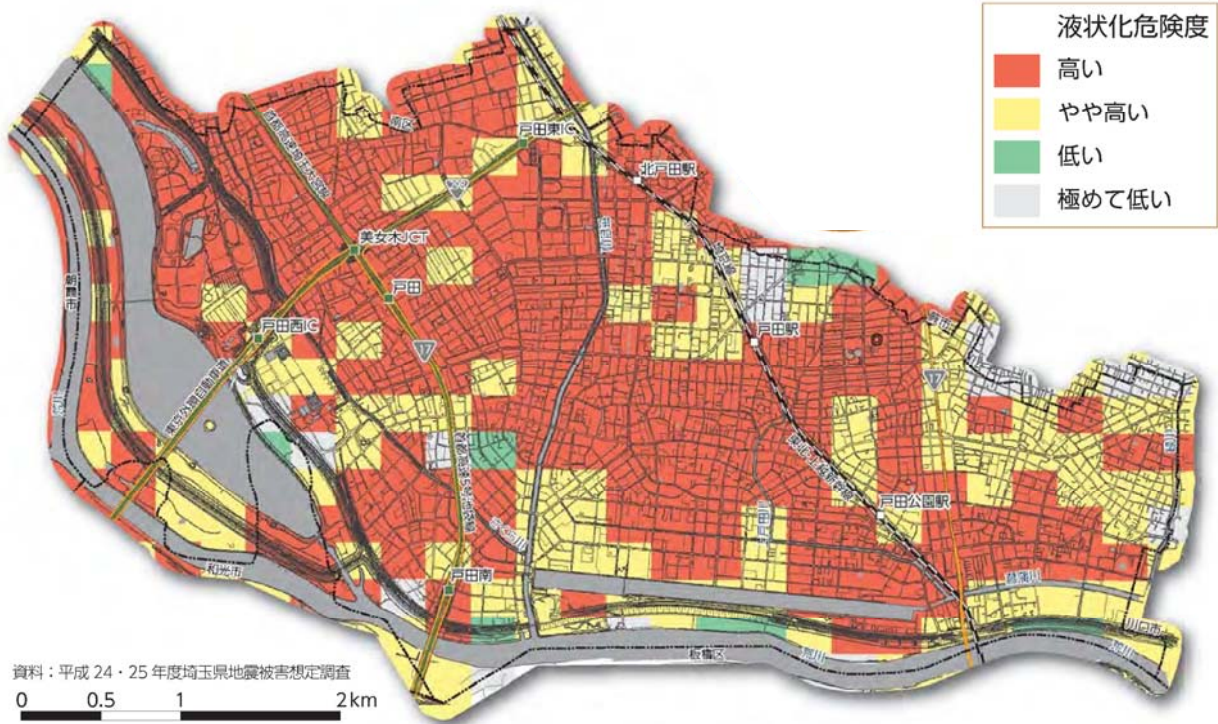
◀ 立川断層帯地震（破壊開始点：北）

(2) 被害予測

① 地震動・液状化

埼玉県地震被害想定における5つの地震による市内の最大震度は、6弱～6強の揺れが予測されている。また、このような地震の発生時には、ほぼ市全域にわたり液状化が発生する危険度が高いと予測されている。

■戸田市の液状化予測図（5つの地震のうち、最大の液状化危険度を250mメッシュで示した図）



出典：戸田市ハザードブック

② 建物被害

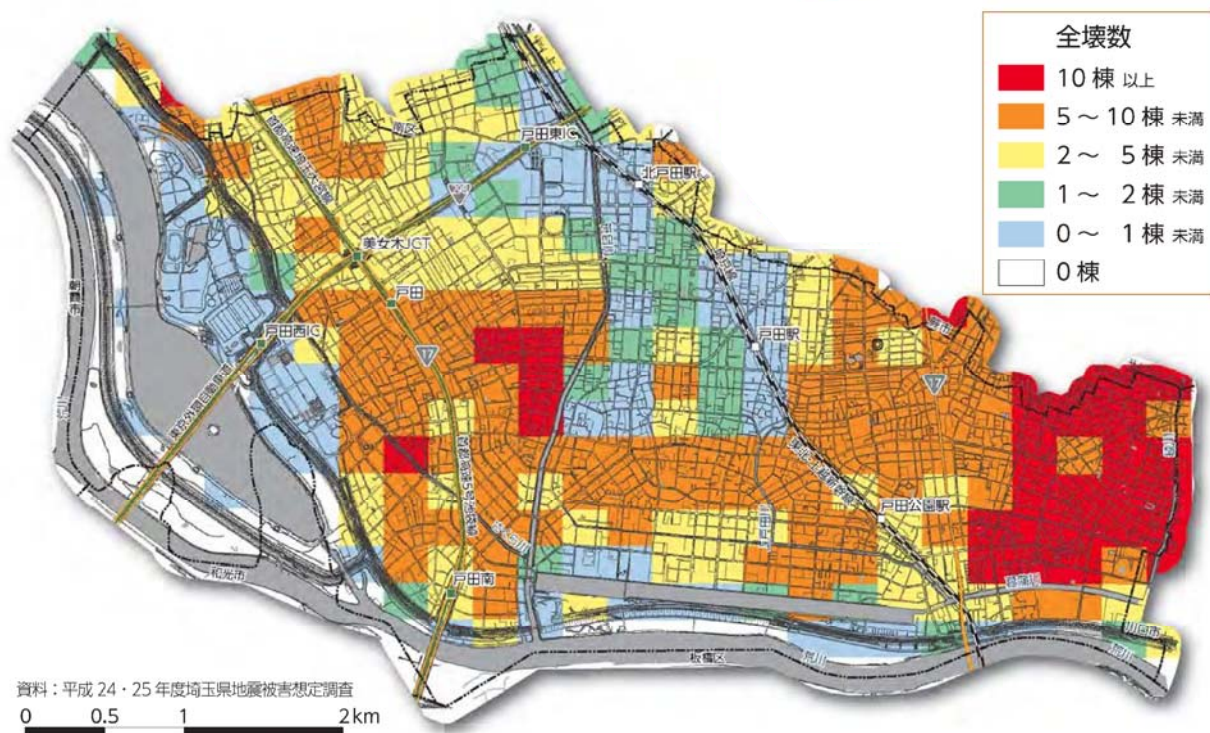
埼玉県地震被害想定における5つの地震による地震の揺れや液状化及び火災の発生による建物被害は、最大震度が最も大きい東京湾北部地震の発生時が最多となり、全壊棟数1,109棟、半壊棟数2,609棟に達すると想定されている。

■建物被害の予測（揺れ、液状化及び火災の発生による） (単位：棟)

建物被害	東京湾北部 地震	茨城県南部 地震	元禄型関東 地震	関東平野北西縁 断層帯地震	立川断層帯 地震
全 壊	1,109	138	73	57	0
半 壊	2,609	427	318	255	23
火災焼失	18	0	0	0	0

※1 関東平野北西縁断層帯地震は、破壊開始点が南のケース
 ※2 立川断層帯地震は破壊開始点が北のケース
 ※3 火災焼失棟数は冬季18時・風速8m/sを想定

■揺れや液状化による建物被害（5つの地震のうち、最大の全壊数を250mメッシュで示した図）



出典：戸田市ハザードブック

③ 人的被害

埼玉県地震被害想定における5つの地震による人的被害は、建物被害と同様に東京湾北部地震の発生時が最多となり、死者64人、負傷者451人に達すると想定されている。

■人的被害の予測（最も被害の大きい冬季5時のケース）

（単位：人）

	建物被害	東京湾北部 地 震	茨城県南部 地 震	元禄型関東 地 震	関東平野北西 縁断層帯地震	立川断層帯 地 震
死 者	圧死（建 物）	51	1	0	0	0
	圧死（収容物）	13	1	1	1	0
	焼死	0	0	0	0	0
	合計	64	2	1	1	0
負傷者	負傷者	383	39	36	30	4
	重傷者	68	2	1	1	0
	合計	451	41	37	31	4
要救助者数		482	11	5	0	0
避 難 者	1 日 後	8,939	1,195	706	556	18
	1 週間後	10,345	1,902	706	556	24

※1 圧死（建物）は建物の倒壊による死者、圧死（収容物）屋内の家具等の転倒等による死者を示す

※2 避難者は避難所避難者と避難所外避難者の合計

3. 首都直下地震対策特別措置法に基づく首都直下地震緊急対策区域の指定

平成25年11月に、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法が制定され、同年12月に施行された。

また、平成26年3月に緊急対策推進基本計画が策定されるとともに、埼玉県全域を含む首都直下地震緊急対策区域（1都9県310市区町村）が指定されている。

■首都直下地震緊急対策区域の指定基準について

(1) 震度に関する基準

震度6弱以上（関係都府県等が管轄地域内の防災対策を検討するために個別地域の状況を踏まえて実施した被害想定や防災アセスメントの結果、震度6弱以上となる市区町村を含む。）

(2) 津波に関する基準

「大津波」（3m以上）が予想される地域のうちこの水位よりも高い海岸堤防がない地域

(3) 過去の地震による被害

- ・過去に発生した首都直下地震で、特殊な地形の条件等により大きな被害を受けた地域については、次の首都直下地震でも同様の被害を受けないとはいえないため、これを配慮した地域とする。
- ・「過去に発生した地震により大きな被害を受けた地域」という判断は、確かな古文書・調査記録などに記録された個々の市区町村の被害記録を基に、当該地域の揺れを震度階級に換算したものが震度6弱以上となる市区町村とする。

(4) 防災体制の確保等の観点

「周辺の市区町村が連携することによってはじめて的確な防災体制がとれる地域については、防災体制等の観点からこれを配慮した地域とする。」こととし、その具体的運用は以下の通りとする。

- ・広域防災体制の一体性（消防、水防、医療、ごみ処理、上水道など）
- ・周囲を指定候補市町村に囲まれている市区町村

第2章 災害応急対策及び復旧計画への備え

第1節 災害情報伝達計画

第1 計画の方針

気象業務法等に基づき、気象庁等が気象等の観測及び予知した状況、地震等を観測することにより発表する「地震に関する情報」等、災害に関する情報を迅速かつ的確に伝達するため、関係機関の一体的活動による通信の確保、伝達組織及び方法等について定める。

第2 計画の内容

1. 気象情報

(1) 注意報、警報の種類

熊谷地方气象台等から発表される気象注意報、警報等の種類、内容は、以下のとおりである。
 なお、本市の注意報や警報、天気予報の発表区域は、埼玉県南部（南中部－戸田市）である。

■注意報・警報の種類

注意報・警報の名称		発令の基準
気象注意報	大雨注意報	3時間雨量40mm以上 土壌雨量指数基準97以上
	洪水注意報	3時間雨量40mm以上
	大雪注意報	24時間降雪の深さ10cm以上
	強風注意報	平均風速11m/s以上
	風雪注意報	平均風速11m/s以上で雪を伴う
	濃霧注意報	視程100m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度25%以下で実効湿度55%以下
	低温注意報	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下
	霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温4℃以下
	着雪注意報	著しい着雪により被害が予想される場合
着氷注意報	著しい着氷により被害が予想される場合	
気象警報	大雨警報	3時間雨量90mm以上
	洪水警報	3時間雨量90mm以上 3時間雨量70mm以上かつ荒川流域雨量指数49以上
	暴風警報	平均風速20m/s以上
	暴風雪警報	平均風速20m/s以上で雪を伴う
	大雪警報	24時間降雪の深さ30cm以上

※発表官署：熊谷地方气象台、平成22年5月27日現在

(2) 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える数十年に一度の大災害が起これると予想される場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。

① 発表基準

本市における発表基準値は下表のとおりであるが、本市で基準値を上回った場合に直ちに特別警報が発表されるのではなく、府県程度の広がりでも50年に一度の値となる現象が発生すると予測される場合が特別警報の発表対象になる。

② 住民への周知

特別警報が発表された場合、市は、住民に対して、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知し、直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけを行う。

■特別警報の発表基準

現象の種類	発表の基準	戸田市の基準値
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	48時間降水量：341mm 3時間降水量：158mm
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	中心気圧 930hPa 以下 又は最大風速50m/s以上
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合（噴火警報（噴火警戒レベル4以上）及び噴火警報（居住地域）を特別警報に位置づける）	
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合（緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置づける）	

(3) 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ① 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や住民に伝えるもの。
- ② 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。
- ③ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

■気象情報の種類と発表の内容

気象情報の種類	発令の基準値
台風情報	・台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報じる。
大雨（雪）情報	・大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報じる。 ・台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。
記録的短時間大雨情報	・すでに大雨警報が発表されている場合に、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測したとき、その事実を報じる。
竜巻注意情報	① 発表 : 竜巻注意情報は熊谷地方気象台から発表する。 ② 内容 : 雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。 ③ 意義 : 本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。
その他の気象情報	・対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。 ・これらの情報は、次の場合に発表する。 一注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 一長雨その他、主として農作物等に徐々に被害が広がるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

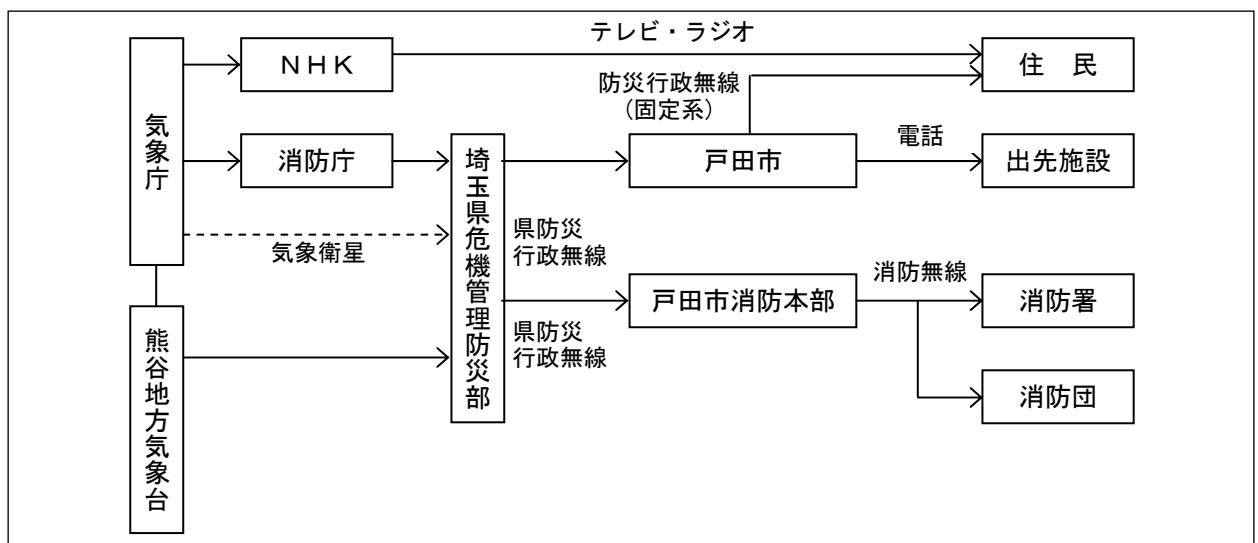
■火災気象通報の基準

- ① 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- ② 平均風速12m/s以上、ただし、降雨、降雪中は除く
- ③ 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

(4) 気象情報等の伝達経路

気象情報等は以下の経路により伝達される。

■気象情報等の伝達経路



2. 洪水予報・水防警報

(1) 洪水予報

① 洪水予報の種類

国土交通省関東地方整備局及び気象庁から発表される洪水予報の種類、内容は、以下のとおりである。

■洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達した場合
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した場合
はん濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	はん濫注意水位（警戒水位）を下回った場合

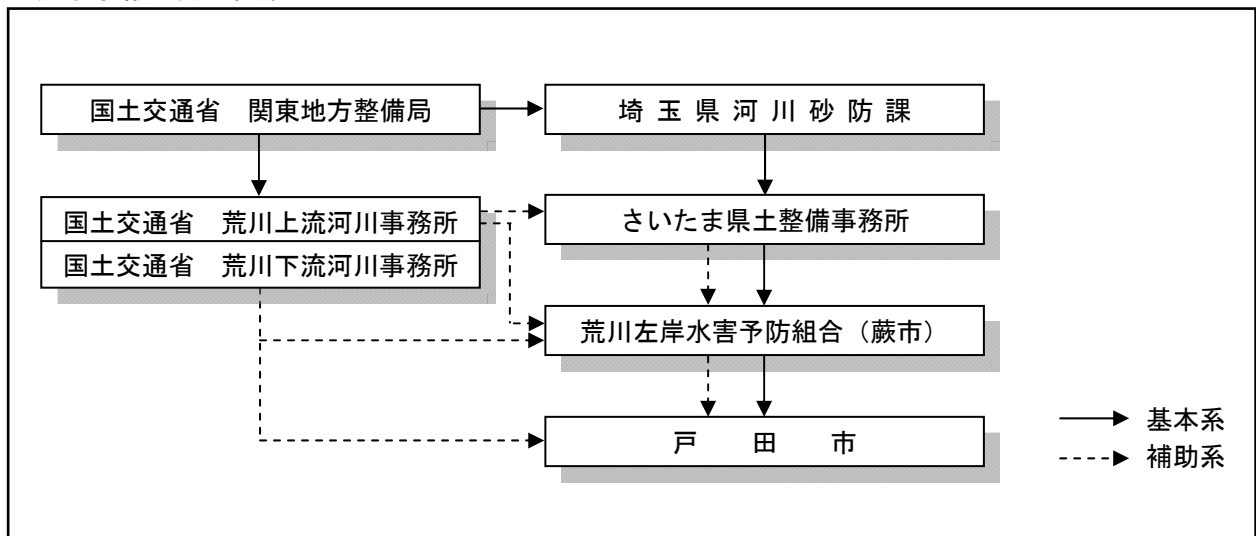
■予報地点

河川名 (区域)	基準地点	所在地	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	計画 高水位
荒川上流	熊谷	熊谷市榎町	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.42m
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.65m
荒川下流	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m

② 洪水予報の伝達経路

洪水予報は次頁の経路により伝達される。

■洪水予報の伝達経路



(2) 水防警報

① 水防警報の種類

国土交通省荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所から発表される水防警報の種類、内容は以下のとおりである。

■水防警報

種類	内容	発表基準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出勤できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出勤期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機(器)材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めさせるとともに、水防機関に出勤の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出勤	水防機関が出勤する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報により、又は既に警戒水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	警戒水位以下に下降したとき、又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

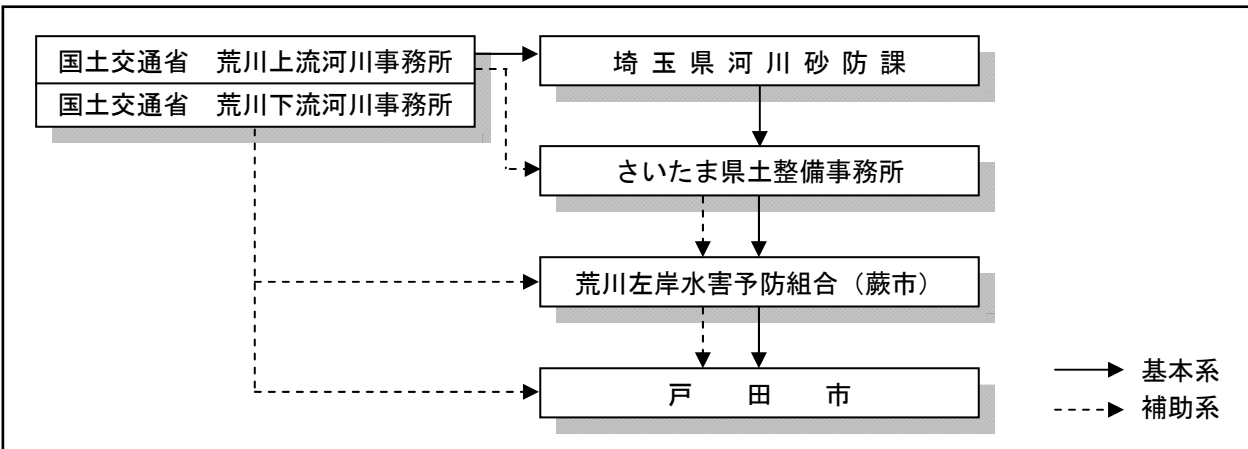
■水防警報の基準水位観測所

基準地点	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.65m
岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m

② 水防警報の伝達経路

水防警報は以下の経路により伝達される。

■水防警報の伝達経路



(3) 水防警報

埼玉県知事の定める水防信号は以下のとおりである。

- 第1信号 河川の量水標がはん濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防署等に属する者が、直ちに出動すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出動すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

■水防信号表

種類	警 鐘 信 号			サイレン信号 (余いん防止符)				
第1信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分		
備 考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。							

3. 地震に関する情報

(1) 地震に関する情報

① 地震に関する情報の種類

地震に関する資料や状況を報告するための「地震に関する情報」は、気象庁地震火山部及び東京管区气象台から発表される。

発表される地震に関する情報と内容は以下のとおりである。

■地震に関する情報の種類と内容

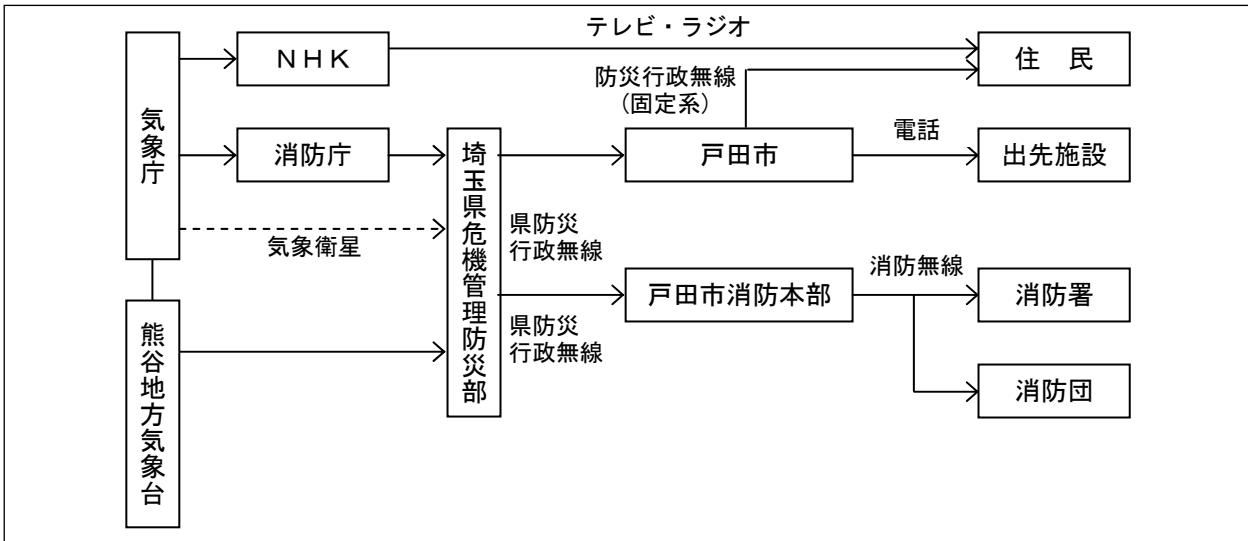
地震情報の種類	内容
震度速報	地震発生約1分半後、震度3以上を観測した地域名(全国を188地域に区分)と地震の揺れの発現時刻を速報
震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)に「津波の心配なし」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はなし」を付加して発表
震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村名を発表 なお、震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表
その他の情報	地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報や顕著な地震の震源要素更新のお知らせなどを発表
推計震度分布図	震度5弱以上を観測した場合に、観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表

※戸田市の地域は「埼玉県南部」

② 地震に関する情報の伝達経路

地震に関する情報は、「気象情報等の伝達経路」に準じ、次頁の経路により伝達される。

■地震に関する情報の伝達経路



(2) その他の地震に関する情報

① 東海地震関連情報

気象庁は、東海地震の予知のため、気象庁、国土地理院、独立行政法人の防災科学技術研究所及び産業総合技術研究所並びに大学、静岡県等が東海地域とその周辺に設置した地震計、地殻岩石歪(ひずみ)計等の観測データを集め、24時間体制で監視を行っている。

これらの観測データに変化が観測された場合、その異常の程度に応じて「東海地震に関連する情報」(東海地震に関する調査情報、東海地震注意情報、東海地震予知情報)が発表される。

「東海地震に関連する情報」の伝達経路等については、「災害応急対策計画編(震災対策編)第2章 東海地震の警戒宣言に伴う対応措置計画」に示した。

■東海地震に関連する情報

情報区分	内容
東海地震に関する調査情報	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を発表される。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。これを受け準備行動開始の意志決定等の対応がとられる。
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表される。

② 緊急地震速報

緊急地震速報は地震の発生直後に、震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模(マグニチュード)を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる情報であり、気象庁により発表される。

この情報を利用することにより、大きな揺れが到達する前に、列車やエレベーターをすばや

く制御させて危険を回避したり、工場、オフィス、家庭などで避難行動をとることによって被害を防止・軽減できることが期待される。

本市及び関係機関においては、地震発生時に住民等が確実に地震対応行動ができるよう、緊急地震速報を迅速に伝達できるシステムの整備に努めるものとする。

なお、緊急地震速報（警報）のうち、震度6弱以上が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）として位置づけられる。

（注）緊急地震速報には、情報を発表してから主要動が到達するまでの時間は、長くても十数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは情報が間に合わないことがある。また、ごく短時間のデータだけを使った情報であることから、予測された震度に誤差を伴うなどの限界もあり、緊急地震速報を適切に活用するためには、このような特性や限界を十分に理解する必要がある。

4. 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、次の方法により関係機関に通報するものとする。

(1) 発見者の通報

異常な現象を発見した者は、その現象が水防に関する場合は市に、火災に関する場合は消防署等に、その他の現象の場合は市又は警察署に通報するものとする。

(2) 警察官の通報

通報を受けた警察官は、直ちに市及び気象官署並びに上部機関に通報するものとする。

(3) 市長の通報

(1)、(2)によって通報を受けた市長は、直ちに気象官署及び埼玉県危機管理防災部に通報するとともに、住民に対し周知を図るものとする。

第5節 注意報及び警報伝達計画

第1 計画の方針

災害応急体制の確立及び応急対策の実施上重要な、風水害等の注意報及び警報を迅速かつ正確に伝達するため、警報等の種類及び発表基準、伝達組織並びに方法等を定める。

第2 災害関連情報の収集

1. 気象情報

(1) 注意報、警報の種類

熊谷地方気象台等から発表される気象注意報、警報等の種類、内容は、以下のとおりである。
なお、本市の注意報や警報、天気予報の発表区域は、埼玉県南部（南中部－戸田市）である。

■注意報・警報の種類

注意報・警報の名称		発令の基準
気象注意報	大雨注意報	3時間雨量40mm以上 土壌雨量指数基準97以上
	洪水注意報	3時間雨量40mm以上
	大雪注意報	24時間降雪の深さ10cm以上
	強風注意報	平均風速11m/s以上
	風雪注意報	平均風速11m/s以上で雪を伴う
	濃霧注意報	視程100m以下
	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	最小湿度25%以下で実効湿度55%以下
	低温注意報	夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温-6℃以下
	霜注意報	早霜、晩霜期に最低気温4℃以下
	着雪注意報	著しい着雪により被害が予想される場合
着氷注意報	著しい着氷により被害が予想される場合	
気象警報	大雨警報	3時間雨量90mm以上
	洪水警報	3時間雨量90mm以上 3時間雨量70mm以上かつ荒川流域雨量指数49以上
	暴風警報	平均風速20m/s以上
	暴風雪警報	平均風速20m/s以上で雪を伴う
	大雪警報	24時間降雪の深さ30cm以上

※発表官署：熊谷地方気象台、平成22年5月27日現在

(2) 特別警報

特別警報は、警報の発表基準をはるかに超える豪雨等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっている場合に発表され、最大限の警戒を呼びかけるものである。

① 発表基準

本市における発表基準値は下表のとおりであるが、本市で基準値を上回った場合に直ちに特別警報が発表されるのではなく、府県程度の広がり度で50年に一度の値となる現象が発生すると予測される場合が特別警報の発表対象になる。

② 住民への周知

特別警報が発表された場合、市は、住民に対して、特別警報が発表され非常に危険な状況であることを周知し、直ちに最善を尽くして身を守るよう呼びかけを行う。

■特別警報の発表基準

現象の種類	発表の基準	戸田市の基準値
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	48時間降水量：341mm 3時間降水量：158mm
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	中心気圧 930hPa 以下 又は最大風速50m/s以上
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	

(3) 気象情報

気象情報は、次のような機能をもって発表される。

- ① 予告的機能：注意報、警報を行うには時期尚早であるが、これらに相当する気象条件が起こる可能性を前もって防災機関や市民に伝えるもの。
- ② 補完的機能：注意報、警報が行われた後、これらでは十分に表現できなかった状況や資料、防災上の注意事項等を具体的に解説するもの。
- ③ 解説的機能：注意報、警報には直接連動しないが長雨その他、長期にわたる異常現象等の状況や資料を具体的に解説するもの。なお、気象情報は、「解説事項」を図（表）などを活用して表現する図形式と、文章のみで表現する文章形式の2種類がある。

■ 気象情報の種類と発表の内容

気象情報の種類	発令の基準値
台風情報	・台風情報は、台風の強さ、位置等の現状、暴風域、波浪等の現況及びこれらについての予想、並びに警戒事項等の中から緊要な事項を抽出して報じる。
大雨（雪）情報	・大雨（雪）情報は、大雨（雪）が予想される気象状況についての注意報・警報の予告又は補完のために、降雨（雪）の実況及び予測並びに警戒事項等を報じる。 ・台風情報が発表される場合には、大雨に関する事項は台風情報に含めて発表し、大雨情報は発表しない。
記録的短時間大雨情報	・すでに大雨警報が発表されている場合に、1時間に100mm以上の猛烈な雨を観測したとき、その事実を報じる。
竜巻注意情報	① 発表： 竜巻注意情報は熊谷地方気象台から発表する。 ② 内容： 雷注意報が発表されている時に、竜巻などの激しい突風の起こるおそれが高くなったときに発表する。 ③ 意義： 本情報は落雷、突風、ひょうなどに注意を呼びかける雷注意報が発表されている状況下で、さらに竜巻やダウンバースト、ガストフロントのような激しい突風現象の発生するおそれが高まった場合に、その旨を速報する。
その他の気象情報	・対象とされる現象には、長雨、少雨、低温、異常潮位等がある。 ・これらの情報は、次の場合に発表する。 －注意報・警報が長時間にわたって継続されるような気象状況があり、その状況等を解説して一般の注意をあらためて喚起する必要がある場合 －長雨その他、主として農作物等に徐々に被害が広がるおそれがあり、かつ、適切な種類の注意報がない現象について、その状況や見通しを解説する必要がある場合

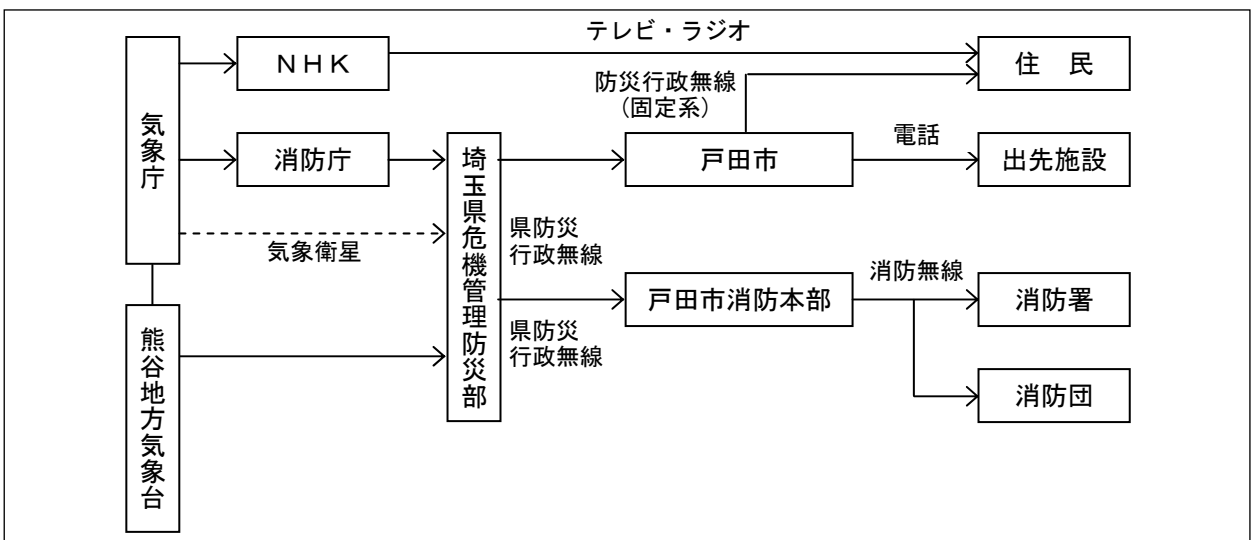
■ 火災気象通報の基準

- ① 最小湿度が25%以下で実効湿度が55%以下になると予想される場合
- ② 平均風速12m/s以上、ただし、降雨、降雪中は除く
- ③ 最小湿度が30%以下で実効湿度が60%以下となり、平均風速が10m/s以上になると予想される場合

(4) 気象情報等の伝達経路

気象情報等は以下の経路により伝達される。

■ 気象情報等の伝達経路



2. 洪水予報・水防警報・水防信号

(1) 洪水予報

① 洪水予報の種類

国土交通省関東地方整備局及び気象庁から発表される洪水予報の種類、内容は、以下のとおりである。

■洪水予報の種類と発表基準

種類	発表基準
はん濫注意情報 (洪水注意報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫注意水位（警戒水位）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫警戒情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれる場合、あるいは、避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合
はん濫危険情報 (洪水警報)	予報区域のいずれかの基準地点の水位がはん濫危険水位（危険水位）に到達した場合
はん濫発生情報 (洪水警報)	はん濫が発生した場合
はん濫注意情報解除 (洪水注意報解除)	はん濫注意水位（警戒水位）を下回った場合

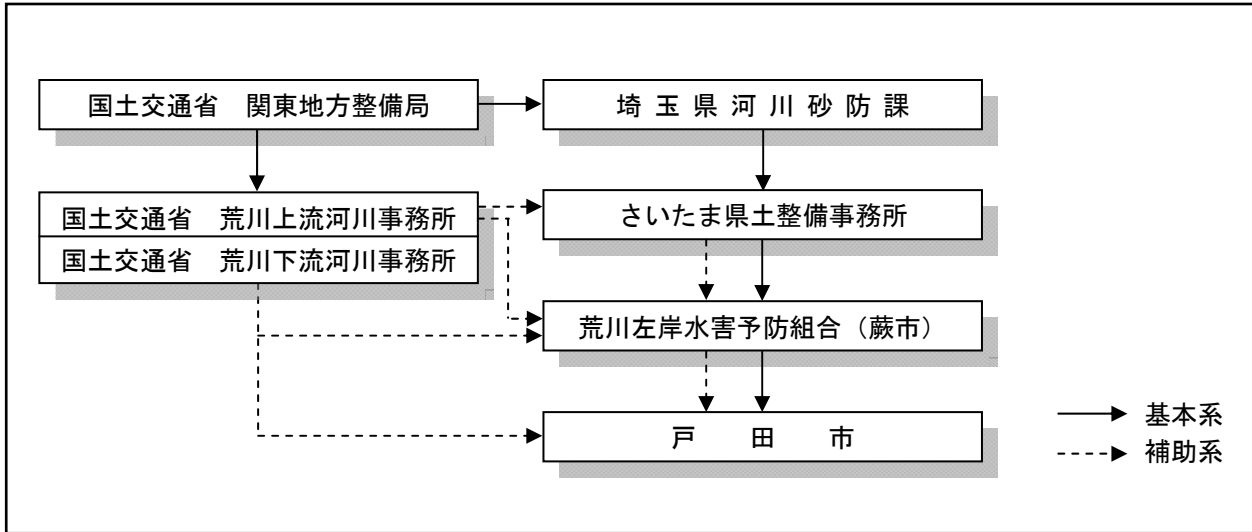
■予報地点

河川名 (区域)	基準地点	所在地	水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	計 画 高 水 位
荒川上流	熊谷	熊谷市榎町	3.00m	3.50m	4.80m	5.60m	7.42m
	治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.65m
荒川下流	岩淵水門(上)	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m

② 洪水予報の伝達経路

洪水予報は次頁の経路により伝達される。

■洪水予報の伝達系統



(2) 水防警報

① 水防警報の種類

国土交通省荒川上流河川事務所及び荒川下流河川事務所から発表される水防警報の種類、内容は以下のとおりである。

■水防警報

種類	内容	発表基準
待機	1. 出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2. 水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	気象予・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき
準備	水防に関する情報連絡、水防資機(器)材の整備、水こう門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めさせるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、又は水位、流量その他の河川状況により、警戒水位を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報により、又は既に警戒水位を越え、災害の起こるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	警戒水位以下に下降したとき、又は警戒水位以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・流域の状況等水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

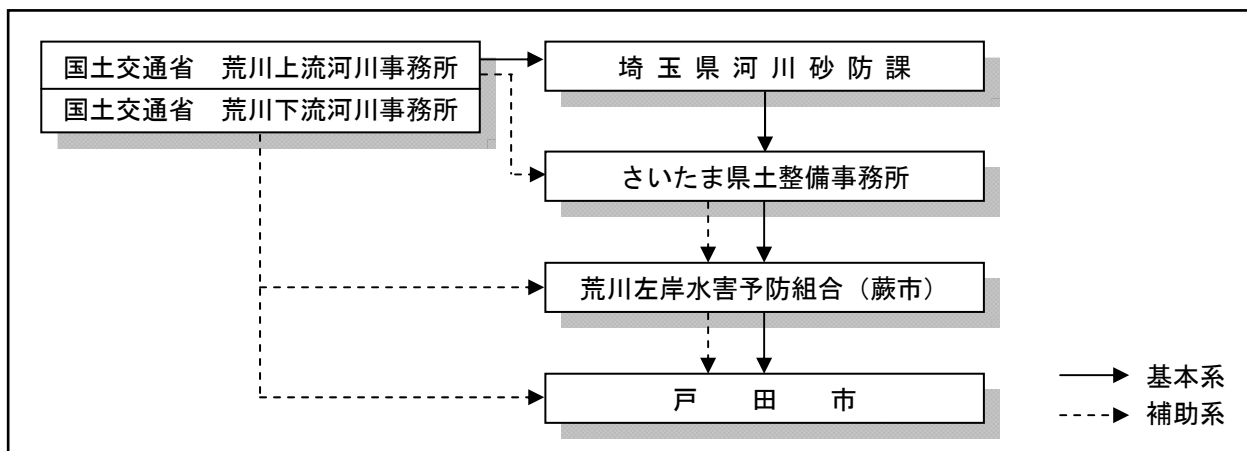
■水防警報の基準水位観測所

基準地点	所在地	水防団待機水位	はん濫注意水位	避難判断水位	はん濫危険水位	計画高水位
治水橋	さいたま市西区飯田新田	7.00m	7.50m	10.80m	11.10m	14.65m
岩淵水門（上）	東京都北区志茂5丁目	3.00m	4.10m	7.00m	7.70m	8.57m

② 水防警報の伝達経路

水防警報は以下の経路により伝達される。

■水防警報の伝達系統



(3) 水防警報

埼玉県知事の定める水防信号は以下のとおりである。

- 第1信号 河川の量水標がはん濫注意水位に達したことを知らせるもの
- 第2信号 水防団員及び消防署等に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの
- 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が出勤すべきことを知らせるもの
- 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くべきことを知らせるもの

■水防信号表

種類	警鐘信号			サイレン信号(余いん防止符)				
第1信号	○ 休 止	○ 休 止	○ 休 止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分		
備考	1 信号は適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させるものとする。							

3. 異常現象の通報

(1) 異常現象の通報

河川の増水、堤防の亀裂等、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、直ちに災害対策本部又は蕨警察署に通報する。

また、参集職員、自主防災会等も異常現象を発見した場合は、直ちに災害対策本部に通報する。

■異常現象の通報

- | |
|---|
| ① 住 民 : 災害対策本部、消防本部、蕨警察署に通報（蕨警察署は災害対策本部に伝達） |
| ② 参集職員 : 参集途上の見聞情報を災害対策本部に通報 |
| ③ 自主防災会 : 地域の被害状況を調査し、災害対策本部に伝達 |

(2) 通報の受付

電話対応班は、災害対策本部で通報の電話受付に当たる。

第3 情報伝達の措置

1. 伝達体制

市長は、県等関係機関から警報及び特別警報等の伝達を受けたときは、本市地域防災計画の定めるところにより、関係機関及び住民その他関係のある公私の団体に伝達しなければならない。

2. 勤務時間外における警報等の伝達

市は、勤務時間外に伝達される警報及び特別警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備しておく。

また、各職員においても、防災情報メールに登録を行うなど、自ら気象情報や災害情報の入手及び把握に努める。

第 5 節 災害情報の収集伝達計画

第 1 計画の方針

地震の発生および地震災害時における被害状況の収集をはじめ、各防災関係機関相互の通報、伝達その他必要な連絡を迅速かつ正確に行うため、情報の種類、内容及び伝達組織並びに方法を定める。

第 2 地震情報等の収集伝達体制

1. 地震情報

(1) 地震情報の種類

熊谷地方気象台等から発表される地震に関する情報の種類、内容は、次のとおりである。

■地震情報の種類

種類	内容
緊急地震速報（警報）	最大震度が 5 弱以上と予測された場合に、地震が発生した場所や震度 4 以上の揺れが予想される地域名称を発表する。 ※緊急地震速報（警報）のうち、震度 6 弱以上が予想される場合は特別警報（地震動特別警報）として位置づけられている。ただし、特別警報の対象となる最大震度 6 弱以上をもたらすような巨大な地震については、震度 6 弱以上の揺れが予想される地域を予測する技術は、現状では即時性・正確性に改善の余地があること、及び特別警報と通常の警報を住民に対してごく短時間に区別して伝えることが難しいことなどから、緊急地震速報（警報）においては、特別警報を通常の警報と区別せず発表される。
震度速報	地震発生から 2 分後に、震度 3 以上の地域名（南部、北部、秩父地方）を発表する。
地震情報	県内で震度 3 以上が観測されたとき、地震の概況（発生時分、震源の位置、震源の深さ、地震の規模、各地域の震度）を発表する。
各地の震度に関する情報	震源の位置、地震の規模に加え、震度 1 以上の地点を観測点ごとに発表する。

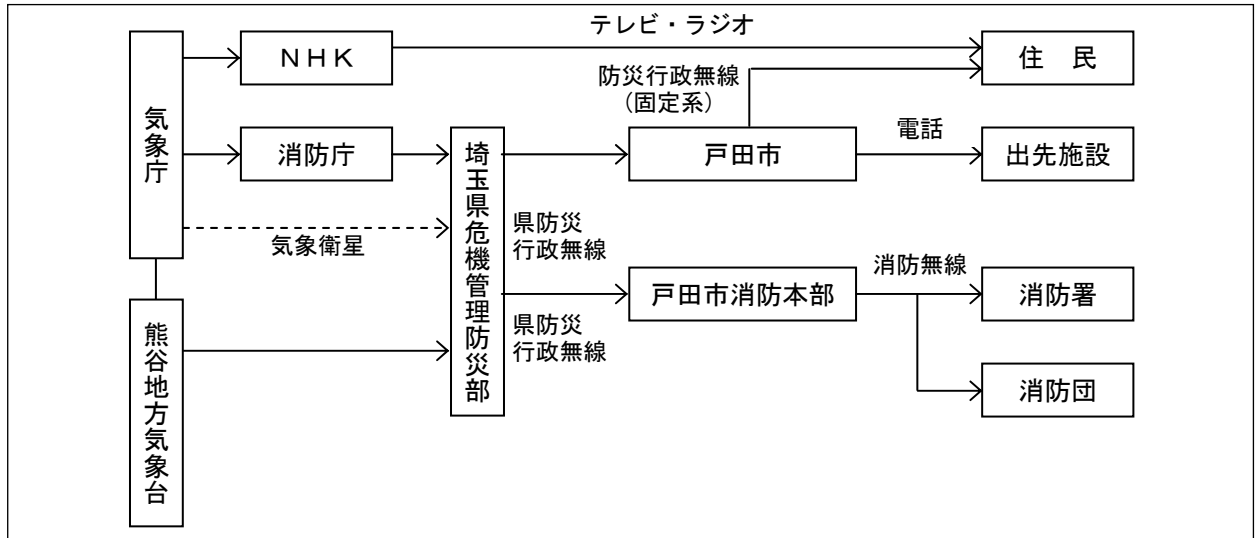
(2) 地震情報等の伝達経路

地震情報等は以下の経路により伝達される。

地震情報は、県が熊谷地方気象台及び県内 107 箇所に設置された計測震度計及び緊急衛星同報受信装置から収集する。市はその地震情報を県から県防災行政無線により伝達される。

また、県内で震度 4 以上の地震を観測した場合には、防災行政無線の一斉ファクシミリにより県内の震度分布図と震度一覧が県より送信される。

■地震情報等の伝達経路



(3) 住民へ地震情報等の情報伝達

地震が発生したときは、自動的に市役所に設置された震度計と連動して震度階級に合わせた注意情報等を防災行政無線（固定系）で住民へ提供する。

2. 被害情報

(1) 被害発生のお知らせ

地震による建物被害、ライフラインの状況、火災の発生、要救出者等の情報は、次のように収集、伝達する。

■被害情報の収集・報告

① 住民

災害対策本部、消防本部、蕨警察署に通報（蕨警察署は災害対策本部に伝達）

② 参集職員

参集途上の見聞情報を災害対策本部に報告

③ 避難所指定職員

参集途上、避難所周辺の情報を災害対策本部に報告

④ 自主防災会

地域の被害状況を調査し、災害対策本部又は避難所指定職員に伝達

(2) 緊急調査

応急対策活動、広域応援要請等を実施する上で必要となる概括的な被害状況について、災害発生直後から収集・把握する。

■各対策部の収集すべき情報（概略的な被害状況等）

危機管理部	① 応急・救出活動の実施状況 ② 住民、自主防災会、民間協力団体の情報等 ③ 関係機関からの概括的な被害情報、県防災情報システムの情報 ④ 各対策部・対策課等からの被害情報 ⑤ テレビ・ラジオ等の報道機関からの重要情報（広域的な災害の全容等）
総務部	① 職員の被災状況・参集状況
委員会・会計部	① 鉄道の運行状況 ② 帰宅困難者（駅前滞留者・徒歩帰宅者）の状況
財務部	① 庁舎及び市施設の被害状況 ② 市全域の被害概要
福祉部	① 福祉避難所の開設、保護状況 ② 災害時要配慮者・行方不明者の状況 ③ 所管施設の被害状況
こども青少年部	① 保育施設等（所管施設・民間施設）の被害状況 ② 園児・児童の安全確保及び保護者への引渡し状況
都市整備部	① 道路等の所管施設の被害状況 ② 住宅等の被害状況
市民生活部	① 避難所（緊急避難所）開設・運営、避難者数等の情報 ② 交通渋滞・事故等の市内交通状況 ③ 所管施設の被害状況
環境経済部	① 河川・公園等の所管施設の被害状況 ② ポンプ稼働状況
医療部	① 市内医療機関の被害・稼働状況 ② 死者数・負傷者等搬入状況 ③ 医療救護状況、救出事案の状況
上下水道部	① 上水道施設・下水道施設の被害状況 ② ポンプ稼働状況
教育部	① 教育施設・所管施設の被害状況 ② 児童・生徒の安全確保及び保護者への引渡し状況

(3) 被害状況の集約

被害状況は以下の方法により集約される。

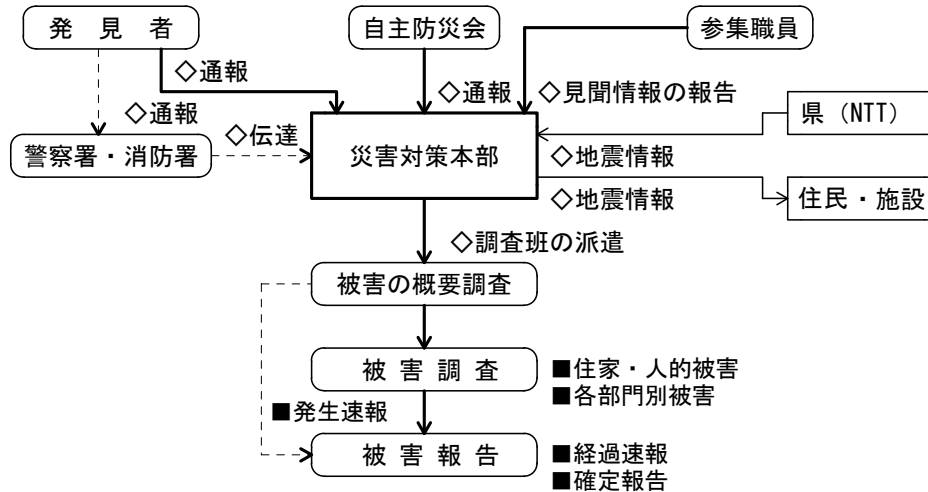
■被害状況の集約

情報の集約	○ 総括班は、各部から収集した情報及び資料を集約する。また、必要に応じて次に掲げる資料を作成する。 ① 災害関連情報、配備指令等の状況、被害状況等の資料作成 ② 被害分布図等の作成
被害情報等の整理	○ 総括班は、取りまとめた情報を整理し、各部や関係機関からの求めに応じて速やかに報告できるよう準備する。

(4) 情報の収集・報告系統図

災害時の情報収集・報告の流れは、次のとおりである。

■情報収集・報告系統図



(5) 関係機関への通報

① 県への緊急報

総括班は、被害状況を取りまとめ、速やかに県へ緊急報にて被害概況を通報する。通報は防災情報システム(使用できない場合はファクシミリ等)で県に報告するとともに、災害応急対策に関する市のすでに措置した事項及び今後の措置に関する事項について、同時に報告する。

② 関係機関への通報

総括班は、必要に応じて災害情報を県、蕨警察署等に通報する。被害情報の収集伝達については、有線又は無線電話等のうち、最も迅速かつ的確な手段により行う。

有線が途絶した場合は県防災行政無線、警察無線、アマチュア無線、タクシー無線及びその他の無線システムを活用し、すべての通信が途絶した場合は使者を派遣するなど、あらゆる手段をつくして情報の収集伝達を行う。

第4節 避難計画

第1 計画の方針

災害による家屋の倒壊、焼失、ライフラインの途絶等の被害を被った被災者、及び延焼拡大の危険性の迫った地域の住民及び帰宅困難者等の迅速かつ安全な避難を実施するため、避難計画を策定する。なお、風水害等の予測可能な災害と地震等の突発的な災害では、避難誘導の方法、避難所の運営、及び対象者の行動に違いがあるので、これらの状況を踏まえて計画を作成する。また、避難所等の運営に当たっては、被災時における男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

第2 計画の内容

1. 避難計画の策定

(1) 避難計画の策定

危機管理防災課は、避難計画を作成するとともに、自主防災会等を通じて避難体制の確立に努める。また、自主防災会や避難所となる施設の管理者等と連携を図り、発災後、速やかに避難所を開設できるよう、避難所（小・中学校の体育館等）の開設手順を確認しておく。なお、避難所の開設、運営、閉鎖など管理運営に関して定めたマニュアルを予め整備する。

(2) 避難行動要支援者の避難計画の作成

① 避難行動要支援者の把握

福祉総務課、障害福祉課、長寿介護課、危機管理防災課は、在宅の避難行動要支援者の居住場所、支援が必要な状況等を把握し、避難行動要支援者の名簿や避難行動要支援者の避難計画（個別計画）を作成する。

なお、作成に当たっては、避難行動要支援者の同意やプライバシー保護について配慮する。

② 避難計画の作成

市は、自主防災会等と協力し、地域の避難行動要支援者に対する災害時の避難連絡の方法、避難活動への支援方法等を定めた避難計画を作成する。

(3) 施設の避難計画の作成

学校、福祉施設等の管理者、市施設の指定管理者は、災害時に児童・生徒、入館者、入居者等の安全を確保するために、施設ごとに災害の状況に合わせた避難の伝達、避難する場所、避難誘導方法等を定めた避難計画を作成するとともに、市の災害発生時における対応に全面的に協力を行う。

① 防災組織

学校等においては、防災組織の充実強化を図る。その際、国、県及び市並びに防災機関の防災組織との連携を図り、二次災害の発生に対しても、その機能を十分発揮できる防災組織とする。

② 施設及び設備の管理

学校等における管理は、人的側面及び物的側面から、その本来の機能を十分に発揮し適切に行う。

③ 防火管理

災害での二次災害を防止するため防火管理に万全を期する。

■施設における防火管理対策

① 日常点検の実施

職員室、給食調理室、理科室、家庭科室等火気使用場所並びに器具を点検する。なお、消火用水及び消火器等についても点検する。

② 定期点検の実施

消火器具、屋内消火栓設備、火災報知機設備、避難器具、避難誘導灯及び貯水槽等の器具並びに設備等については、精密に機能等をチェックする。

(4) 防災上重要な施設の避難計画

病院、工場、危険物保有施設及びその他防災上重要な施設の管理者は、以下の事項に留意して避難計画を作成し、避難の万全を期する。

■防災上重要な施設の避難計画の留意事項

① 病院において患者を他の医療機関又は安全な場所へ集団的に避難させる場合において、収容施設の確保、移送の実施方法等

② 高齢者、障害者及び児童施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮した上で避難する場所、経路、時期及び誘導並びに収容施設の確保、給食等の実施方法等

③ 高層ビル、大規模商業施設及び駅等の不特定多数の人間が出入りする都市施設においては、それぞれの地域の特性や人間の行動、心理の特性を考慮した上で、避難する場所、経路、時期及び誘導並びに指示伝達の方法等

④ 工場、危険物保有施設においては、従業員、住民の安全確保のための避難方法、市、蕨警察署、消防署との連携等

2. 避難所・避難路の選定と確保

(1) 緊急避難場所・避難所の増設

現在、災害時に住民その他の安全を確保するために、「緊急避難場所」として小・中学校のグラウンドや公園を、「避難所」として小・中学校や福祉センター等の建物を指定している。

危機管理防災課は、今後、市街地の住宅開発や、国や県による新たな地震被害想定結果等を踏まえ、緊急避難場所・避難所の見直しや追加指定を行う。

また、荒川のはん濫時には、市全域が浸水することが想定されるため、小・中学校や福祉センター等においては建物の上層階（3階以上）を緊急避難場所として開放するとともに、荒川水循環センター上部公園等の公共施設やマンション、商業施設等、洪水時に緊急避難できる場所（緊急一時避難場所）の確保に努める。

■緊急避難場所・避難所等の種別

【市が災害対策基本法に基づき指定する避難施設】

- ① 指定緊急避難場所（災害対策基本法施行令第20条の3、第20条の4）
異常な現象（洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火砕流や溶岩流、噴石等の火山現象）による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に立地している施設。または、異常な現象に対して、安全な構造であり、かつ、避難上有効なスペースがある施設。
地震発生時においては、地震に対して安全な構造であり、かつ、周辺に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物等の物がない施設。
- ② 指定避難所（災害対策基本法施行令第20条の6）
被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模・構造又は設備を有し、かつ、車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所に立地する施設。
- ③ 指定福祉避難所
高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者を対象に開設される避難所。
上記②の内容に加え、要配慮者が円滑に利用でき、相談や介助等の支援体制、その他要配慮者の良好な生活環境が確保された施設。

【自主防災会等が主体となり地域で取り決めを行う避難施設】

- ① 一時避難場所
緊急避難場所や避難所へ避難する前段階として、一時的に避難する場所。小規模な近隣公園等が該当する。
- ② 一時避難所
避難所へ避難する前段階として、住民が一時的に集合し、安否の確認等を行う施設。町会会館や自治会集会所等が該当する。
- ③ 緊急一時避難場所
荒川のはん濫により、市全域が浸水する事態に、上層階へ緊急的に避難（垂直避難）できる施設。荒川水循環センター上部公園や、大型商業施設、高層マンション等が該当する。

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧（洪水・内水はん濫発生時）

地区	No.	施設名称	施設所在地	緊急避難場所	避難所
指定総数				28	0
下戸田地区	1	喜沢小学校	戸田市喜沢 1-48-6	校舎 3階・4階	×
	2	喜沢中学校	戸田市喜沢南 1-6-29	校舎 3階・4階	×
	3	戸田第二小学校	戸田市喜沢南 2-2-37	校舎 3階・4階	×
	4	戸田東小学校	戸田市下戸田 1-3-3	校舎 2階・3階	×
	5	戸田東中学校	戸田市下戸田 1-11-15	校舎 2階・3階	×
	6	東部福祉センター	戸田市下前 1-2-20	施設 3階・4階	×
	7	心身障害者福祉センター	戸田市川岸 2-4-8	施設 3階	×
上戸田地区	8	戸田南小学校	戸田市本町 4-8-2	校舎 3階・4階	×
	9	戸田中学校	戸田市本町 5-8-46	校舎 3階・4階	×
	10	戸田公園管理事務所	戸田市戸田公園 5-27	×	×
	11	戸田公園自由広場	戸田市戸田公園 6	×	×
	12	埼玉県戸田第一艇庫	戸田市戸田公園 4-2	×	×
	13	上戸田福祉センター	戸田市上戸田 2-18-13	施設 3階	×
	14	戸田第一小学校	戸田市上戸田 3-7-5	校舎 3階	×
	15	戸田市文化会館	戸田市上戸田 4-8-1	施設 2階～5階	×
新曽地区	16	新曽小学校	戸田市新曽南 2-13-8	校舎 3階・4階	×
	17	戸田翔陽高等学校	戸田市大字新曽 1093	校舎 2階～4階	×
	18	新曽北小学校	戸田市大字新曽 1367	校舎 2階～4階	×
	19	戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曽 1286	施設 2階～5階	×
	20	新曽福祉センター	戸田市大字新曽 1395	施設 3階・4階	×
	21	新曽中学校	戸田市大字新曽 1448	校舎 2階～4階	×
	22	芦原小学校	戸田市大字新曽 1961	校舎 2階・3階	×
笹目地区	23	児童センター	戸田市笹目 2-19-14	施設 3階	×
	24	笹目東小学校	戸田市笹目 3-17-12	校舎 3階・4階	×
	25	惣右エ門公園	戸田市笹目 1-38	×	×
	26	笹目中学校	戸田市笹目 4-38-1	校舎 2階～4階	×
	27	笹目小学校	戸田市笹目 6-9-1	校舎 3階・4階	×
美女木地区	28	笹目公園	戸田市笹目 7-1	×	×
	29	美女木小学校	戸田市美女木 2-33-1	校舎 2階～4階	×
	30	新田公園	戸田市美女木 3-1	×	×
	31	南稜高等学校	戸田市美女木 4-23-4	校舎 2階～5階	×
	32	西部福祉センター	戸田市美女木 5-2-16	施設 2階・3階	×
	33	美笹中学校	戸田市美女木 5-12-6	校舎 2階～4階	×
	34	美谷本小学校	戸田市美女木 7-11-3	校舎 2階・3階	×
	35	笹目コミュニティセンター	戸田市笹目 3-12-1	×	×
	36	福祉保健センター	戸田市大字上戸田 5-6	×	×

■指定緊急避難場所・指定避難所一覧（地震・大規模火災・火山現象発生時）

地区	No.	施設名称	施設所在地	緊急避難場所	避難所
指定総数				25	32
下戸田地区	1	喜沢小学校	戸田市喜沢 1-48-6	校庭	体育館
	2	喜沢中学校	戸田市喜沢南 1-6-29	校庭	体育館
	3	戸田第二小学校	戸田市喜沢南 2-2-37	校庭	体育館
	4	戸田東小学校	戸田市下戸田 1-3-3	校庭	体育館
	5	戸田東中学校	戸田市下戸田 1-11-15	校庭	体育館
	6	東部福祉センター	戸田市下前 1-2-20	×	施設
	7	心身障害者福祉センター	戸田市川岸 2-4-8	×	施設
上戸田地区	8	戸田南小学校	戸田市本町 4-8-2	校庭	体育館
	9	戸田中学校	戸田市本町 5-8-46	校庭	体育館
	10	戸田公園管理事務所	戸田市戸田公園 5-27	×	施設
	11	戸田公園自由広場	戸田市戸田公園 6	公園	×
	12	埼玉県戸田第一艇庫	戸田市戸田公園 4-2	×	施設
	13	上戸田福祉センター	戸田市上戸田 2-18-13	×	施設
	14	戸田第一小学校	戸田市上戸田 3-7-5	校庭	体育館
	15	戸田市文化会館	戸田市上戸田 4-8-1	×	施設
新曽地区	16	新曽小学校	戸田市新曽南 2-13-8	校庭	体育館
	17	戸田翔陽高等学校	戸田市大字新曽 1093	校庭	体育館
	18	新曽北小学校	戸田市大字新曽 1367	校庭	体育館
	19	戸田市スポーツセンター	戸田市大字新曽 1286	グラウンド	施設
	20	新曽福祉センター	戸田市大字新曽 1395	×	施設
	21	新曽中学校	戸田市大字新曽 1448	校庭	体育館
	22	芦原小学校	戸田市大字新曽 1961	校庭	体育館
笹目地区	23	児童センター	戸田市笹目 2-19-14	×	施設
	24	笹目東小学校	戸田市笹目 3-17-12	校庭	体育館
	25	惣右エ門公園	戸田市笹目 1-38	公園	×
	26	笹目中学校	戸田市笹目 4-38-1	校庭	体育館
	27	笹目小学校	戸田市笹目 6-9-1	校庭	体育館
美女木地区	28	笹目公園	戸田市笹目 7-1	公園	×
	29	美女木小学校	戸田市美女木 2-33-1	校庭	体育館
	30	新田公園	戸田市美女木 3-1	公園	×
	31	南稜高等学校	戸田市美女木 4-23-4	校庭	体育館
	32	西部福祉センター	戸田市美女木 5-2-16	×	施設
	33	美笹中学校	戸田市美女木 5-12-6	校庭	体育館
	34	美谷本小学校	戸田市美女木 7-11-3	校庭	体育館
	35	笹目コミュニティセンター	戸田市笹目 3-12-1	×	福祉避難所
	36	福祉保健センター	戸田市大字上戸田 5-6	×	福祉避難所

(2) 避難路の選定と確保

危機管理防災課、道路課は、市街地状況に応じ避難路を選定し確保するよう努める。また、地震被害想定の結果等を踏まえ、安全な避難路の選定を検討する。

■避難路の選定の基準

- ① 避難路は、幅員15m以上の道路又は幅員10m以上の緑道とする。
- ② 避難路は、相互に交差しないものとする。
- ③ 避難路沿いには、火災・爆発等の危険の大きな工場がないよう配慮する。
- ④ 避難路の選定に当たっては、住民の理解と協力を得て選定する。
- ⑤ 避難路については、複数の道路を選定する等周辺地域の状況を勘案して行う。

(3) 避難誘導設備の整備

① 誘導標識等

危機管理防災課、防犯くらし交通課、道路課は、緊急避難場所・避難所の周知と災害時の輸送の目安となるように、緊急避難場所・避難所の周辺に誘導標識や、予測される浸水深の水位標識（避難所の誘導標識も兼用）を設置する。また、危機管理防災課、防犯くらし交通課は、設置済みの誘導標識等の維持管理を行う。

② 緊急避難場所・避難所表示板

危機管理防災課は、緊急避難場所・避難所の周知を図るために、緊急避難場所・避難所に表示板を設置する。また、設置済みの表示板は、日常から維持管理を行うとともに、災害時要配慮者への配慮等を含めた内容の再検討を行い、適切なものを整備する。

(4) 避難場所・避難所の周知

危機管理防災課、下水道施設課、福祉総務課、障害福祉課、長寿介護課は、緊急避難場所・避難所を周知するために、戸田市ハザードブック、広報紙、防災パンフレット等に緊急避難場所及び避難所の所在地等を記載し、住民、事業所等へ配布する。

3. 避難所の安全確保及び設備整備

(1) 避難所の安全性の確保

危機管理防災課、まちづくり推進室は、避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、地震に対する安全性を確認・確保する。

(2) 避難所運営方法の検討

危機管理防災課、市民課は、避難所生活が長期化した場合に備え、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針（平成25年8月：内閣府）」に基づき、避難所の運営方法について検討し、避難所における良好な生活環境を確保できるよう、あらかじめマニュアルを作成する。

マニュアルの作成にあたっては、避難所運営における女性の参画の推進及び男女双方の視点、災害時要配慮者の生活に十分配慮するよう努め、高齢者や障害者のための専用のスペースや、男

女別更衣室、男女別トイレ、授乳場所、クールダウンスペース等の確保や、生理用品や女性用下着の女性による配布、避難所におけるセクシャル・ハラスメントや性犯罪に対する安全性を考慮した運営を検討する。また、在宅や指定避難所以外にて避難生活を送ることを余儀なくされた住民等に対し、避難所を拠点とした支援方法（見守り機能・支援物資の提供等）についても検討を行うものとする。

(3) 避難所内設備の整備

危機管理防災課、各施設を所管する課、市民課は、避難所に指定した建物については、次のような設備を整備する。

■避難所の設備

- ① 避難生活の長期化、障害者等の災害時要配慮者に対応するため、必要に応じ、換気、照明等、避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努める。
- ② 避難所における救護所、通信機器等施設・設備の整備を図る。
- ③ 避難所に備蓄倉庫の整備を図るとともに、次の物品の備蓄を進める。
 - 食料
 - 飲料水
 - 非常用電源
 - 日用品（災害時要配慮者・女性・乳幼児等に配慮）
 - 毛布等
 - 仮設トイレ
 - 車いす等
- ④ 電源や燃料の多重化（非常用電源の配備、系統電源以外の電源確保、再生可能エネルギーの導入）による停電対策に努める。

4. 福祉避難所の指定

福祉総務課、危機管理防災課は、高齢者や障害者など、通常の避難所生活に支障をきたす災害時要配慮者の受入を行う福祉避難所を指定している。

今後も、公共施設等の整備に併せ、福祉避難所の追加指定を検討するとともに、災害時において福祉避難所の収容人数が不足する事態も想定し、既存の民間社会福祉施設の管理者と、災害時要配慮者の受入について協力体制を構築する。

■市指定福祉避難所

- ① 笹目コミュニティセンター（笹目3-12-1 TEL 048-422-9988）
- ② 福祉保健センター（大字上戸田5番地の6 TEL 048-446-6484）

5. 帰宅困難者対策

(1) 帰宅困難者の定義

風水害や地震などによる災害が発生した場合、鉄道やバス等の交通機関の運行が停止すること等のため、外出先で足止めされることとなる。徒歩により自宅に帰ろうとした場合、自宅までの距離が長距離であるために、帰宅が困難となる者をいう。

(2) 帰宅困難者等への啓発等

① 住民

危機管理防災課は、住民に対して「自らの安全は自ら守る」ことを基本とし、次の点を実行するよう啓発する。

■住民への啓発内容

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 徒歩帰宅に必要な装備（帰宅グッズ）の準備、家族との連絡手段、徒歩帰宅経路の事前確認② 災害時の行動は、状況を確認して、無理のない計画を立案、実施すること③ NTT災害用伝言ダイヤル171等を利用した安否等の確認方法についてのPR |
|--|

② 事業所等への要請

危機管理防災課は、職場や学校、あるいは、大規模集客施設などで帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう次の点を要請する。

■事業所等への要請内容

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 施設の安全化、帰宅困難者対策計画の策定、水・食料や情報の入手手段を確保すること② 災害発生時には、むやみに移動（帰宅）せず、家族や自宅の無事を確認の上、状況が落ち着くのを待って帰宅することを日頃から指導すること（一時帰宅抑制）③ 一定期間、従業員や顧客が滞在できるように、食料・飲料水、災害用トイレ等を備蓄すること |
|---|

(3) 駅等の混乱防止策

東日本旅客鉄道株式会社（戸田公園駅・戸田駅・北戸田駅）と連携し、駅周辺に滞留する帰宅困難者（駅前滞留者）の一時待機場所を駅周辺に確保するとともに、駅周辺事業者等と協力し、定期的に避難訓練を実施するなど、混乱防止対策を推進する。

(4) 帰宅困難者の一時滞在施設の確保

帰宅困難者を一時的に収容する施設として避難所を充当するとともに、その他の公共施設や民間施設を問わず確保するよう努める。

また、職場や学校あるいは、大規模集客施設等で帰宅困難となった従業員や顧客等に対し適切な対応を行えるよう、施設の安全化、災害時のマニュアルの作成、飲料水、食料や情報の入手手段の確保、災害時の飲料水・食料や情報の提供、休憩場所等の確保を働きかける。

■帰宅困難者の一時滞在施設の開設場所

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">○ 戸田市文化会館（上戸田4-8-1 TEL 048-445-1311）○ 北戸田ファーストゲートタワー（大字新曽2220-1） |
|---|